

吉野川市農業委員会総会議事録
(令和5年6月)

1. 開催日時 令和5年6月26日(月)
午後1時30分から午後2時36分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室

3. 出席委員 16人

会 長	5番	大久保	光	江
会長職務代理者	12番	真 相	広	也
副会長	2番	山 口	博	史
	14番	近 藤		清

委 員

1番	松本 武夫	3番	野上 功子	4番	原田 正昭	6番	藤川 利文
7番	安部 健司	8番	河野 隆義	9番	川端 武夫	10番	原 博一
11番	江本 康治	13番	芝高 敏雄	15番	阿部 芳浩	16番	藤本 敏夫
17番	瀬尾 誠悟	18番	大塚 春幸	19番	南 蘭 恵志		

4. 欠席委員 3人(3番 野上功子 4番 原田正昭 13番 芝高俊雄)

5. 農地利用最適化推進委員(出席委員 13人)

1区	石田忠春・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・小原光功
5区	椿本恵庸・杉野利行	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	天野宣正		

欠席委員 3人(天野宣正 吉田健 高野康寛)

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第3 議第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第4 議第22号 農用地利用集積計画の決定について
- 第5 報告事項(1)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 第6 報告事項(2)農地の転用事実に関する照会について
- 第7 報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	尾西稔生
局長補佐	原田裕充
主査	森本佑治

8. 議事進行

- | | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>定刻が参りましたので、ただ今から、令和5年6月吉野川市農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日は、3番 野上委員、4番 原田委員、13番 芝高委員から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。</p> <p>本日の出席委員は、19名中、16名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>なお、今回から農地利用最適化推進委員の皆さんにもご出席いただいております。</p> <p>それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、大久保会長にお願い致します。</p> |
| 会 長 | (会長挨拶) |
| 議 長 | <p>まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。</p> <p>(異議なしとの声)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしということでございますので、6番、藤川委員、7番、安部委員に、議事録署名をお願い致します。</p> <p>本日の定例会に出ております議案は、</p> <p>議第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 13件</p> <p>議第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 2件</p> <p>議第22号 農地利用集積計画の決定について</p> <p>報告事項(1)農用地法第5条第1項第6号の規定による届出について</p> <p>報告事項(2)農地の転用事実に関する照会について</p> <p>報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について</p> <p>でございます。</p> |
| 議 長 | <p>議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。</p> <p>なお、本総会は、3条、4条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある、議案番号のみの、意見の発言にとどめてください。よろしくお願い致します。</p> |
| 議 長 | それでは、議第20号、農地法第3条第1項の規定による許可申請につ |

いてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。

まず最初に、議第20号1番から3番の、贈与による所有権の移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の1頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料1です。

申請地の所在は、鴨島町飯尾字北門、地目は台帳が田、現況が畑、面積は、308㎡です。申請地は譲受人宅に隣接しており、これまでも貸借により長年耕作をしていました。譲渡人は市外在住で、今回申請地の贈与による譲渡の話がまとまったようです。譲受人は、これまでどおり野菜を作付けするとのことです。

続きまして2番と3番を一括して説明させていただきます。位置図については、資料2です。

申請地の所在は、鴨島町飯尾字二ツ森、地目は台帳、現況とも畑、面積は、それぞれ292㎡と297㎡です。二つの申請地は隣接しており、譲受人宅にも接しております。現在、申請地は遊休農地となっていますが、譲受人が贈与を受けた後は、エンドウ、白菜、ナスを作付けするとのことです。

以上の3件については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

ただ今の説明に関連して、担当委員であります、8番、河野委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

8番

8番、河野です。補足説明をさせていただきます。申請内容につきましては、事務局から説明があったとおりでございます。申請地の確認及びお宅を訪問しお話を伺うと、一件目の方は管理も十分なようで現状と何ら変わりはありません。二件目の方は果樹等が植えられておりますが草等が生えており管理ができていないようですが、今後は譲受人が管理をするということでした。2番の申請につきましては、譲受人宅とは接しているものの袋地であるため、無償譲渡というかたちで今回お話がまとまったようでございます。特に問題はないかと思われますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第20号1番から3番の、贈与による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第20

号1番から3番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第20号1番から3番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第20号4番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 4番でございます。位置図については、資料3です。
申請地の所在は、鴨島町敷地字鳥取畑、地目は、台帳が田、現況が畑、面積は766㎡です。譲渡人は申請地を第三者に貸していましたが、契約が終了し、今回、隣地に居住する譲受人との間で売買による所有権移転の話がまとまったようです。譲受人は今まで本格的な農業はしておりませんでした。今回申請地では自家消費用の野菜と柑橘樹を作付けする予定とのこと。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 審議に先立ち、■番、■■委員におかれましては、関係者でございますので、ご退出をお願いします。
ただ今の説明に関連して、担当委員であります、11番、江本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

11番 11番、江本です。補足説明を致します。譲受人は、農地はお持ちではありませんが、先般、下限面積が撤廃されたことにより今回初めて農地を取得するということでございます。詳細については、事務局から説明があったとおりでございます。以前から、家庭菜園の土地を欲していたところ、譲受人宅の隣地の利用権設定期間が満了し、売買の話がまとまったとのこと。何の問題もございませんので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第20号4番の、売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第20号4番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第20号4番につきましては、

許可することに決定いたしました。

次の審議に入る前に■番、■■委員の入室を認めます。

(■■委員入室)

議 長 続きまして、議第20号5番及び6番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 5番でございます。位置図については、資料4です。
申請地の所在は、鴨島町上浦字市久保、地目は、台帳、現況共に田、面積は634㎡です。譲渡人は高齢のため自ら耕作はできず、知人である譲受人との間で売買による所有権移転の話がまとまったようです。譲受人は、今回申請地には自家消費用のみかん、柿の木を植えるとのことです。

事務局 続きまして6番でございます。位置図については、資料5です。
申請地の所在は、鴨島町中島字片山、地目は、台帳、現況共に畑、面積は606㎡です。譲渡人と譲受人は親戚関係で、譲受人は申請地での耕作を以前から手伝っており、今回、売買による所有権移転の話がまとまったとのことです。譲受人は、申請地にはこれまでどおり自家消費用のサツマイモ、キャベツ、きゅうり等の野菜を作付けする予定です。
5番6番とも、農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、17番、瀬尾委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

17番 17番、瀬尾です。ただいま、事務局から説明があったとおりで何ら問題ないと思いますので、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第20号5番及び6番の、売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第20号5番及び6番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第20号5番及び6番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、7番の売買による所有権移転、8番の贈与による所有権移

転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

7番でございます。位置図については、資料6です。

申請地の所在は、川島町川島字前田、地目は、台帳、現況共に田、面積は532㎡です。譲渡人は申請地を相続しましたが市外在住で自ら耕作はできず、同様に相続した外の土地家屋を購入する譲受人が申請地も同時に譲り受け耕作するということになったようです。申請地では自家消費用のネギ、馬鈴薯を植えるとのこと。農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。

事務局

続きまして議案書2頁、8番でございます。申請地は「現地確認不能地」となっているため位置図はございません。

申請地の所在は、川島町川島字岡山、地目は、台帳が畑、現況が公衆用道路、面積は62㎡です。申請地は登記簿上は畑として存在しますが、現状は道路に取り込まれており、国土調査の際に境界が不明で現地を確認することが困難だと判断されたようです。旧図と地番から推測するに阿波吉野川警察署から少し西の国道192号線付近と考えられます。譲渡人は、所有地の全てを譲受人である法人に贈与することとしており、先月審議しました農地に加えて、今回、現地確認不能地ではありますが、所有権移転についての申請がありました。現地が確認できないため、法務局、農業委員会ともに根本的な解決策が無い状態ですが、両者が希望する所有権移転については農地法第3条の許可により可能であることを法務局に確認済みでございます。なお、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

ただ今の説明に関連して、担当委員であります、15番、阿部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

15番

15番、阿部です。詳細については、ただいま、事務局から説明があったとおりでございます。7番については何ら問題ないと思われそうです。8番につきましては、まず、申請地は国道192号線に含まれるのではないかと考えられます。これにつきましては、想定としましては、国土調査の時点で国道192号線に取り込まれ消されてしまった地番であると考えられます。このまま譲渡する場合には、譲渡先、所有者の何らかの手続き、若しくは国土交通省との手続きが必要と思われそうですが、今回の所有権移転については何ら問題はないと思われそうです。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第20号7番の売買による所有権移転、8番の贈与による所有権移転につきましては、許可について特に問題はないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

1番

1番松本です。8番ですが、畑のまま所有権を移転するんでしょ？申請目的に農業をするように書いてあるんですか？

- 事務局 書いてありません。
- 1番 それなのに第3条の許可できるんですか？公衆用道路になっていて、農地の現状もないのに3条で許可するのはおかしくないですか？それだったら、第5条で雑種地という地目で処理すべきでない？法務局とか関係機関にも聞いてみた？
- 事務局 これまで出てこなかった内容の申請なので、こちらも具体的にどう対応すべきかわからなかったものですから、他の農業委員会の対応を調べてみたり、法務局の方にも確認をとりました。譲渡人、譲受人の両者が申請地の所有権を移転させることを望んでいて…。
- 1番 それはかまわない。かまわないのやけど、手続きを3条で受付すること自体が、農地法第3条で下限面積が無くなって…。非農地証明とかの手続きもあるのに、これを3条で渡すっていうのが…。
- 事務局 非農地証明等により、登記地目の変更ができないかというのは、事前に法務局に照会をかけました。「できない。」との回答で、「農地法第3条での許可(による所有権移転)しかできないので、それで申請してください。」とのことでした。
- 事務局 現地確認ができないというのが問題になってくるようで。
- 1番 現地確認ができないのに登記簿にはあるってということだろ？担当地区の委員さんの見解は？
- 15番 これについては、筆界未定、それと国土調査の送り込み時点で抹消されてしまった土地と。外にもこういう事例は、私、知ってます。で、なかなか…。私も法務局に問い合わせして、その場合、現地確認ができていない以上、地目変更と道路の管理者に対しての寄付行為もできないということを私も以前に別のところでそういう話を受けて、「こういう場合は、どうしたらいいんですか？」と聞くと、通常の、その時には相続だったんですけど、今回は国道の敷地内になってます。その場合に法務局としても現地確認ができない。国土調査の時点で国道192号の用地に取り込まれてしまっている、しまっていた土地。そういうところで法務局等についても確認ができない以上、おそらく、これを解決するには、譲受人と国土交通省の交渉によって寄付行為などなんなりで国土交通省の名義に換えていただく、これしかない。
- 1番 国土交通省には問い合わせしてみたの？
- 事務局 それはしていません。
- 15番 たぶん、国土交通省としても、その名義変更なりの手続きも現地確認ができない以上できないという回答になると思います。
- 1番 筆界未定の土地は外にもたくさんあると思う。特に国道沿いには。こう

いう事案が出てきたら、下限面積要件が無くなったこともあって、3条で許可するってことやな。

事務局 先ほどの説明でも申し上げましたが、根本的な解決策が現状無いようで、今回の両者のご希望が所有権の移転だけなので、それについては法務局から3条許可さえあれば可能だと回答され、今回の提案に至っています。

15番 そういう土地については、譲受人にしても、譲り受けても自分で使えないので、権利移動をせずにそのままおいておくという手段もあるとは思いますが…。

1番 このような筆界未定地や相続できてない土地、所有者不明の土地などが全国にたくさんあり、行政的にも、どうにかして解決していかないとというのはある。

議 長 外にご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第20号7番及び8番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第20号7番及び8番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第20号9番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 9番でございます。3筆でございます。位置図については、資料7です。
申請地の所在は、山川町石堂、地目は、2筆が台帳が田、現況が畑、1筆が台帳、現況共に畑、合計面積は1339㎡です。譲渡人は、申請地を相続しましたが県外在住のため自ら耕作することは難しく、申請地に隣接する土地・建物を購入した譲受人に農地も付帯して売買することになったとのことです。譲受人は申請地に自家消費用の桃、柿等を植える予定です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、10番、原委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

10番 10番、原です。いま、事務局から説明があったとおりでございます、特に問題はないと思われますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

す。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第20号9番の、売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第20号9番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第20号9番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第20号10番から13番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 10番でございます。位置図については、資料8です。
申請地の所在は、山川町北島、地目は台帳、現況共に畑、面積は535㎡です。譲受人は、申請地を借り受け耕作していましたが、今回売買の話がまとまったようでございます。取得後も引き続き自家消費用の野菜を作付けする予定です。

事務局 11番でございます。位置図については、資料9です。
申請地の所在は、山川町村雲、地目は台帳、現況共に田、面積は812㎡です。譲渡人と譲受人の義父は知人であり、譲渡人から新居建築のための宅地を譲り受けるにあたり、隣地である申請地も同時に購入することになったようです。譲受人は、農業経験はほぼありませんが、譲渡人に営農指導を受けながら自家消費用の野菜を作付けしていくとのことです。

事務局 12番でございます。2筆でございます。位置図については、資料10です。申請地の所在は、山川町川田、地目は2筆とも台帳が田、現況が畑、合計面積は760㎡です。譲受人は、申請地を現在も借り受けて耕作しており、取得後も引き続き自家消費用の野菜を作付けするとのことです。

事務局 13番でございます。位置図については、資料11です。
申請地の所在は、山川町川田、地目は台帳、現況共に畑、面積は515㎡です。譲受人は、申請地を現在も借り受けて耕作しており、高齢で農業経営の縮小を考えている譲渡人との間で売買の話がまとまったようです。取得後も引き続き自家消費用の野菜を作付けするとのことです。

以上、10番から13番について、農地法第3条第2項各号には該当し

ないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、19番、南園委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

19番 19番、南園です。いま、事務局から説明がございましたが、補足説明をさせていただきます。10番譲渡人は、既に何年か前から市外在住で、宅地と田畑が残っておりました。申請地に太陽光の話が出まして、隣に住む譲受人が、フェンスなどができると自らの進入路にも影響するとして、これまでどおり自家消費野菜用の農地として購入することになったようで、特に問題はないと思います。

11番ですが、譲渡人は高齢で後継者もおりません。以前住んでいた住居、宅地を売却したわけですが、それに伴いまして、宅地を通る以外に進入路がないこともあり、隣接した農地を同時に売買する話となったようです。この件も特に問題ないと思われます。

12番ですが、譲渡人は元々耕作はしておりません。申請地は、譲受人宅のすぐ裏で非常に便利であるということで、これまでは借地として耕作しておりましたが購入する話がまとまったようです。この件も特に問題ないと思います。

13番ですが、譲渡人は高齢で後継者もなく、譲受人が申請地で数十年前から耕作しておりました。この度、下限面積要件の撤廃により、農地を保有することが可能になりまして、売買の話がまとまったようです。この件につきましても何ら問題ないと思いますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第20号10番から13番の、売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第20号10番から13番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第20号10番から13番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 次に、議第21号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

議 長 それでは1番、売買による駐車場への転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

- 事務局 議案書3頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料12です。
- 申請地の所在は、鴨島町山路字宮ノ南、地目は、台帳、現況共に畑、面積は317㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。
- 申請地は、長期間、農地としては荒廃し、今後も耕作予定が無く、譲渡人から申請地近くに住む譲受人へ土地の譲渡の話が出ていました。自宅の駐車スペースが不足していた譲受人は家族用4台と来客用2台の合計6台分の自家用露天駐車場用地として申請地を購入することになったようです。
- 計画概要は、自己資金150万円により、西側市道と高さを合わせるために最大1.2m程度盛土し、市道接地面以外の法面は、20度以下の緩やかな傾斜のスロープとし、十分締め固めた後に土砂崩れ防止ネットを施工します。駐車スペースには再生碎石を5cm程敷き、雨水は地下浸透させる計画で、周辺への影響は現状と変わらないと思われます。
- その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。以上、ご審議の程よろしくお願い致します。
- 議 長 本日欠席されていますが、担当の原田委員から、現地調査の結果について事前に連絡があったそうです。事務局からお願いします。
- 事務局 原田委員からは、現地調査の結果、今回の申請内容については特に問題は無いとのことでございます。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第21号1番の、売買による駐車場への転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。
- (質疑なしとの声)
- 議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第21号1番について許可することに、ご異議ございませんか。
- (異議なしとの声)
- 議 長 異議なしということでございますので、議第21号1番につきましては許可することに決定いたしました。
- 議 長 続きまして2番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。
- 事務局 2番でございます。位置図については、資料13です。
- 申請地の所在は、鴨島町西麻植字田淵、地目は、台帳、現況共に畑、面積は2,129㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。
- 譲渡人は、市外在住で仕事も忙しく、管理に困っていた申請地を、土地

の有効利用の観点から太陽光発電設備建設用地として譲り渡すことになったようです。

計画概要は、太陽光パネル170枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を株式会社エコスタイルへ売電する計画です。事業費は自己資金1,250万円を予定しています。

土地の造成については、不陸整正後に転圧する予定で、雑草管理として、年3回以上の適宜草刈りを実施します。土地の境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から0.5m以上離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。

議長 ただ今の説明に関連して、11番、江本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

11番 11番、江本でございます。詳細につきましては、ただいま事務局から説明があったとおりでございます。譲渡人は、市外在住のため申請地で農業をすることができなく困っていたところ、太陽光発電施設用地として売買する話がまとまったようでございます。申請地はすぐ南側も太陽光発電施設となっておりまして、土地の有効活用ということから考えると仕方ないと思います。別に問題もございませんので、ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第21号2番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第21号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第21号2番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 次に、議第22号農用地利用集積計画の決定についてを、議題と致します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は4頁から36頁になります。議第22号農用地利用集積計画の決定についてご説明致します。

農用地利用集積計画の決定については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、令和5年6月7日付け5吉農林第86号で吉野

川市長から諮問があったものでございます。

今回の農用地利用集積計画につきましては、利用権設定新規が51件107筆、同じく再設定が84件176筆でございます。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、議第22号について事務局より説明がありましたが、委員の皆さん、ご質問、ご意見はございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第22号農用地利用集積計画の決定について、承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第22号につきましては、承認されました。

議 長 次に、
報告事項(1)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告事項(2)農地の転用事実に関する照会について
報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について
事務局より報告を求めます。

事務局 ○報告事項(1)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、をご報告致します。

この件につきましては、市街化区域内の農地または採草放牧地について、転用目的で権利を設定または移動する場合にはあらかじめ農業委員会へ届け出なければならないこととなっています。

議案書の37頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料14です。

所在は、鴨島町喜来字松本、地目は、台帳、現況共に畑、面積は448㎡でございます。転用目的は、使用貸借権の設定による居宅新築でございます。令和5年5月15日に届出が提出され、同日で受理、令和5年5月19日にその旨を通知しました。

2番でございます。位置図については、資料14です。

所在は、鴨島町喜来字松本、地目は、台帳、現況共に畑、面積は101㎡でございます。転用目的は、売買による宅地分譲でございます。令和5年5月15日に届出が提出され、同日で受理、令和5年5月19日にその旨を通知しました。

3番でございます。位置図については、資料15です。

所在は、鴨島町喜来字乗島、地目は、台帳、現況共に田、面積は397㎡でございます。転用目的は、売買による居宅新築でございます。令和5

年6月1日に届出が提出され、同日で受理、令和5年6月9日にその旨を通知しました。

4番でございます。位置図については、資料16です。

所在は、鴨島町上下島字片センダン、地目は、台帳、現況共に田、面積は1,552㎡でございます。転用目的は、売買による宅地分譲でございます。令和5年6月1日に届出が提出され、同日で受理、令和5年6月9日にその旨を通知しました。

事務局

○報告事項(2)農地の転用事実に関する照会について、をご報告致します。

この件につきましては、土地の所有者等が法務局に対して地目変更登記を申請し、その処理のため、登記官より農業委員会へ照会文書を発送するもので、照会を受けた日から2週間以内に回答するものであります。

議案書の38頁をご覧ください。

1番でございます。位置図については、資料17です。

照会地の所在は、鴨島町敷地字円生、地目は、台帳、現況共に畑、面積は1,440㎡でございます。照会地の現地確認を行った結果、既に山林化しており、農地の機能を失っていることを確認致しましたので、令和5年5月30日付けで回答したものでございます。

2番でございます。位置図については、資料18です。

照会地の所在は、山川町引地、地目は、台帳、現況共に畑、面積は192㎡でございます。照会地の現地確認を行った結果、既に山林化しており、農地の機能を失っていることを確認致しましたので、令和5年6月6日付けで回答したものでございます。

事務局

○報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告致します。

議案書の39頁をご覧ください。

今回ご報告致します件数は、2件4筆でございます。

全て、利用権設定の賃貸借権の合意解約でございます。

以上でございます。

議長

報告事項(1)から(3)につきましては、報告事項ですので、了承いたします。

最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

事務局

今回はございません。

以上です。

15番

すいません。先ほどの既に公衆用道路になっている農地の取り扱いなんですけど、今回、3条の許認可について同意をしたわけなんですけど、これについて、事前に譲渡人から非農地証明なりをいただいて、農地法の枠から切り離れた状態で権利譲渡、若しくは権利譲渡は3条でした後に非農

地証明などによって農地法の適用外にできないものかと、次回以降の総会で事務局としての見解を検討いただいてご報告いただきたいと思います。

事務局 再度確認しましてご報告したいと思います。

議長 それでは、本総会の議案の審議については、全てが終了しました。
委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来ましたことを感謝申し上げます。

以上をもちまして今月の総会を閉会といたします。

閉 会 （終了時刻 午後2時36分）

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和5年 月 日

議 長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記